

平成26年度 第3回新温泉町行財政改革推進委員会会議録（要旨）

[開催日時] 平成26年8月21日(木)午後1時30分～午後2時50分
[開催場所] 浜坂多目的集会施設 1階 会議室
[出席者] 中澤委員長、河越副委員長
朝野委員、熊本委員、竹中委員、仲山委員、橋本委員、
藤田委員、松岡委員、丸山委員、森田委員
行政 小西副町長
事務局 西村総務課長、中島係長、谷口主査
[傍聴者] ー

=====

[会議次第]

1 開 会

2 あいさつ

3 議 事

(1) 第2次行財政改革実施計画の平成25年度実績（確定）について

(2) 第3次行財政改革大綱について

(3) 第3次行財政改革大綱の答申書の構成等について

4 そ の 他

5 閉 会

[内 容]

1 開 会

2 あいさつ

委員長：本日の委員会におきましては、前回に引き続き、第3次行財政改革大綱の素案についてご審議いただき、ご意見を賜りたいと思っています。また、10月に開催予定の次回の委員会では、答申内容を最終的に取りまとめたいと思いますので、皆様のご協力をお願いします。

副町長：委員の皆様におかれましては、大変お忙しい中、当委員会にご出席いただき大変ありがとうございます。

また、7月、8月の台風通過の際には、災害の発生を心配しましたが、幸いにも当町における大きな被害はなく、安堵しているところであります。

さて、本日の委員会におきましては、前回の委員会での審議内容を含めて、あらためて素案についてご審議いただき、10月に予定している町長への答申の中には、その内容を反映させたいと思っております。実質的には、今回の審議が最終の審議になると思いますので、皆様の慎重審議よろしく願いいたします。

3 議 事

(1) 第2次行財政改革実施計画の平成25年度実績（確定）について （事務局説明）

・主な意見等

委員：実施項目No.7 4「健診受診率の向上」に記載されている受診率の実績は、全町民に対するものか。例えば、町が実施する集団健診の申込アンケートに、「他の医療機関で受診するため、町の健診は受診しない。」と回答した人は、受診人数に含まれているのか。

事務局：詳細は担当課に確認する必要があるが、担当課からの資料を見る限り、他の医療機関で受診した人は、受診人数に含まれていないと思われるため、実態としては、ここに記載されている以上の受診率があると考えられる。

委員：実績として記載されている受診率は、町の集団健診を受診した人の割合であり、町民全体のうち、何らかの健診を受診した人の割合ではないということか。町として、町民全体の健診受診状況のデータを持っているのであれば、その部分は整理して町民に示すべきではないか。

事務局：ここに記載の受診率は、町の国民健康保険に加入している人のうち、健診が義務化されている40歳から50歳代の人を対象とした受診率である。

町民全体の受診率を把握しようとするれば、社会保険等に加入している人の受診状況を把握することが必要となるが、それら加入者の健診受診状況については、運営主体の違いなどから、把握することは困難であると担当課からは聞いている。

(2) 第3次行財政改革大綱について (事務局説明)

・主な意見等

委員：大綱案に「住民サービスの向上を図る」という内容があるが、一番大事なことは、その前提である財政基盤の確立であり、財政面が安定すれば、自ずと住民サービスの向上は図ることができる。

また、大綱案の内容からは、今後見込まれる厳しい財政状況を乗り越えるには徹底した歳出の抑制が必要であるというイメージ、実感が掴みにくい。

副町長：町が改革を進める上では、財政面だけに着目した改革というのは難しい。一方では、一定のサービスを維持しながら改革を進めることが前提としてある。

第3次大綱においては、必要な住民サービスの水準を維持しながら、できるだけ財政面での改革を進めるというのが、基本的な考え方である。

委員：前回の委員会で事務局から、町議会の改革については、これまでの経過等から行政サイドの改革として扱うことは難しいという説明があったが、やはり議会も例外ではなく、定数の削減、報酬の削減など、議会改革をやるべきだと思う。

町財政が危機的状況になった時、議会改革なくして住民負担を求めるようであれば、住民の理解は得られない。議会改革を含めた行財政改革に取り組み、やるだけのことはやった上での住民負担の増であれば、住民は理解してくれると思う。

副町長：今回の大綱において、議会改革についての具体的な項目を挙げることは難しいが、基本的には議会における改革の必要性も認識はしており、当委員会の意見等を踏まえながら、大綱とは別の形で、議会改革の推進をしなければならないと思っている。

委員：総論として、町の進める改革の中には議会改革も含まれており、例外扱いをしないということをお願いしたい。

事務局：当委員会の意見として、議会の自主的な改革を求める旨の内容を答申書に付帯意見として付記することはできる。

委員：議会改革の必要性については、委員の意見に同感である。個々の議員に議会改革についての意見を聞くと、賛成の方も多いが、いざ議場での議論と

なると、そう簡単にはいかないようである。行政としては、時期を見ながらその都度、議会に自主的な改革を求めるべきだと思う。

委員：「(4) 公共施設の適正化」の重点項目の文章中に、社会基盤施設という表現があるが、これは主にどのようなものを指しているのか。

事務局：いわゆるハコモノ以外のインフラはすべて含んでおり、例えば、上水道、下水道、道路、橋梁などである。

公共施設の適正化については、高度経済成長期に集中的に整備された公共施設が今後一斉に更新時期を迎えるにあたって、維持管理や長寿命化、また統廃合を含めた施設の見直しなど、施設管理のあらたな方針が必要となるため、全国的な動きの中で、「公共施設等総合管理計画」を策定し、施設管理の見直しを行うこととしている。

委員：社会基盤施設の維持管理は、事故の防止や経費の面から考えても、常に適正に行う必要があるため、文章の表現的なことではあるが、文章中に「適正な維持管理」という文言を加えてはどうか。

委員：この文章中にある「更新」という表現は、必要なものは新たに造り変えるという意味だと思うが、一方で、必要のないものはスクラップするという内容の表現はどこに記載されているのか。

事務局：この部分の文章表現としては、「長寿命化」という表現の中に、適正な維持管理を行うことで長寿命化を図るという意味を含めており、また、「適正配置」という表現の中に、廃止や統廃合の意味を含めているが、委員の皆さんが、これらの具体的な表現を追記した方が良いということであれば、追記させていただく。

委員：表現の中に具体的な意味を含んでいるのであれば、具体的な表現として追記すれば良いのではないか。

副町長：住民の方が大綱を読んで分かりやすいように、「適正な維持管理」、「統廃合」の文言を追記させていただく。

委員：老朽化している不用な公共施設については、町が費用負担して取壊しするのでなく、安くてもいいから売却することを検討してはどうか。

事務局：不用施設を売却することは、施設を有効活用する選択肢の一つとして、当然考えている。しかし、老朽化した施設については、耐震性の問題や施設の改修費用の問題などがあり、簡単には売却に至らないのが現状である。

副町長：不用施設を含めた遊休財産の財産処分については、その都度、売却の実施について検討しており、全ての不用施設を町費で取り壊しているわけではない。

委員：不用な町有財産については、積極的に売却処分してはどうか。

副町長：これまでから公売等を実施しているが、応札者がいないというのが現状

である。

委員：「3 良質な行政運営の推進」の基本方針の文章中にある「高度情報通信技術」というのは具体的には何を指しているのか。

事務局：「高度情報通信技術」とは、主にインターネットを指している。

委員：「(3) 人材育成の推進」の重点項目の文章中に、「職員の意識改革を図りながら～」とあるが、あえてこのような内容を大綱に盛り込む必要があるのか。

事務局：今後も継続して、職員のコスト意識の徹底など、より一層の意識改革や人材育成が必要であるため、あえて大綱に盛り込んでいる。

委員：行財政改革を進める上では、職員の人事制度等の改革は必要であり、この内容が記載されることによって、その改革が推進できるものと考えている。

委員：職員の人事制度等の改革が行財政改革の真の狙いであり、この内容は盛り込むべきである。あえて、盛り込むことに意味がある。

委員：「(3) 使用料・手数料の適正化」の重点項目の文章中に、「適正化を図ります。」という表現があるが、現状が不適正であれば直ぐに適正化を図るべきであり、日常業務の範疇だと思うが、あえて大綱に盛り込むべき内容、表現なのか。

事務局：使用料等の適正化については、受益者負担の原則のもと、今後の施設管理をする上でのコスト計算や消費税の動向などを踏まえながら見直すこととしており、それを「適正化」という文言で表現している。

委員：「(3) 電子自治体の推進」の重点項目の文章中にある「高度情報通信技術を積極的に活用し、～」というのは、今後、総人件費を抑制しながらサービスを向上させるためには、高度情報通信技術を積極的に活用して、ある程度のシステム開発を行い、業務の効率化を図るという考え方なのか。それとも、現在行政の持っている通信技術を活用するだけで、とりたてて新しいシステムを開発するということは考えていないのか。

副町長：高度情報通信技術の活用は、各市町の住民サービスにおいて一定の運用がされているが、当町においても、個人情報に配慮しながら、国際レベルでの情報通信システムを活用し、その運用レベルを上げる必要があると考えている。

事務局：職員数が減少していく中で、住民サービスを低下させないよう高度情報通信技術を積極的に活用し業務の効率化を図ることが、この項目の趣旨であり、例えばこの中には、今後導入が決定しているマイナンバー制度の活用なども含まれている。

委員：高度情報通信システムの活用においては、人件費とシステムコスト等の比較が必要ではあるが、方向性としては、推進することが必要な取組だと感じている。

委員：大綱というより実施計画に挙げる個別の取組としての意見ではあるが、事務文書の合理化、簡素化を図るために、事務の見直しを行ってはどうか。役場から送られてくる文書は丁寧すぎるし、時にはダメ押し的な文書もある。事務処理の方法を見直すことで、職員の事務負担が軽減できるし、使用する用紙やインク量が減ることで、経費の削減も図ることができる。

(3) 第3次行財政改革大綱の答申書の構成等について (事務局説明)

- ・主な意見等
特になし

4 その他

(次回の委員会を10月上旬に開催予定)

(当委員会における第3次行財政改革大綱(素案)の審議状況を9月の定例議会において報告予定)

5 閉 会

副委員長：本日は長時間にわたり慎重審議いただき、また、貴重なご意見、ご提言等を賜りまして、大変ありがとうございました。これをもちまして、本日の委員会を終了します。